

「GBV 専門支援員」及び「GBV 支援員」資格認定に関する規程

2024 年 4 月 11 日

(趣旨)

第 1 条 一般社団法人 ジェンダーベイスト・バイオレンス専門支援員養成センター(略称、エンパワメント・スクール)は、ジェンダー平等社会の実現および DV・性暴力などの「ジェンダーに基づく暴力」の根絶を目指し、その視点と対応能力を持った人材育成を目的として、本規程に定める手続きに従い、本法人の審査を経て「GBV 専門支援員」「GBV 支援員」の資格を認定する。

(資格種別及び定義)

第 2 条 本法人が認定する「GBV 専門支援員」とは、ジェンダーベイスト・バイオレンス問題の特質や支援に必要な制度についての知識を持ち、支援の実践におけるスキル及びジェンダーベイスト・バイオレンス被害者支援の実務経験をもつ人物と当法人が認めた者を言う。

2 本法人が認定する「GBV 支援員」とは、ジェンダーベイスト・バイオレンス問題の特質や支援に必要な制度、技術についての研修を終えた人物と当法人が認めた者を言う。

(GBV 専門支援員)

第 3 条 以下の各号をすべてみたした者に、資格認定委員の審査を経て、「GBV 専門支援員」の資格を認定する。

(1) 3 年以上の実務経験があること。

本規程において実務経験とは、子ども、女性相談支援(DV 性暴力)業務の経験を指す。ただし医療現場、保健センター等での相談支援業務も含むこともある。

(2) 当法人 GBV 専門コースの全科目を履修して単位を取得し、当法人が定める OJT(実習)を修了(参加、および実習先担当者の合格認定をもって修了)、あるいは修了見込みであること。

(3) 当法人が別途定め、実施する試験(筆記、面接)に合格すること。

2 資格認定された者に対しては、「GBV 専門支援員認定証」を交付する。

(GBV 支援員)

第 4 条 以下の各号をすべてみたした者に、資格認定委員の審査を経て、「GBV 支援員」の資格を認定する。

(1) 当法が実施する GBV 基礎コースの全科目を履修し単位を取得し、当法人が定めるフ

フィールドワーク実習を修了していること（参加、および課題提出）

(2) 当法人の定める試験（筆記、面接）に合格すること

2 資格が認定された者に対しては、「GBV 支援員認定証」を交付する。

3 当法人の実施する GBV 専門コースの修了者であって、実務経験がない者や、実務経験はあるが事情によりすぐには OJT に入ることはできない者は、当法人が実施している「GBV 支援員」向けのフィールドワークや試験を受け、合格することにより、「GBV 支援員」の資格を取得することができる。

(資格有効期間)

第 5 条 GBV 専門支援員及び GBV 支援員の資格の有効期間は 5 年とし、希望する者は、別途定める手続により更新することができる。

(資格認定委員会)

第 6 条 「GBV 専門支援員」「GBV 支援員」の資格認定に係る審査および資格更新に係る審査は、本法人内に設置する資格認定委員会が行う。資格認定委員会は、理事会によって選任された 3 名以上の委員によって構成する。資格認定委員は、本法人理事及びこの業務に専門的知識や経験をもつ外部の有識者によって構成される。委員会の開催方式や任期、選任手続等については、別途定める。

2 資格認定委員会は、実施された試験・面接などの結果を踏まえ、合議により各申請者の合否につき原案をまとめ、理事会に報告する。

3 資格認定基準は別に定める。

4 資格認定委員会の事務局は本法人の事務局内に置く。

(理事会)

第 7 条 理事会は、資格認定委員会の報告を受け、各申請者の合否を決定する。

(資格審査の実施)

第 8 条 資格認定及び更新の申請受付、審査は毎年、実施する。

(認定申請手続)

第 9 条 以下を資格認定委員会に提出し、試験（筆記、面接）及び資格認定委員による審査を受ける。

(1) 資格認定申請書

(2) 支援員：フィールドワークレポート

専門支援員：OJT 実施後のレポート

OJT 受け入れ団体による実施報告書並びに評価報告書

(修了経過後の資格申請)

第 10 条 GBV 専門コース修了者が、修了後 1 年以上後に、実務経験 3 年以上の実績を得た場合、修了日から 5 年以内であれば、「GBV 専門支援員」の資格申請ができる。

(資格の停止)

第 11 条 資格認定者が次の各号のいずれかに該当する行為を行った場合は、取得している資格を停止する。

- (1) 関連法令に著しく違反したとき。
- (2) 当法人が定めている「倫理綱領」及び「行動基準」に著しく違反したとき。
- (3) 所属する事業者、組織あるいは事業所が行った違法行為に関与していたとき。
- (4) その他、資格認定者として著しく不適切な行為が認められたとき。

2 前項により資格を停止しようとする場合は、理事会は資格認定委員会に諮った上で、当該資格認定者に対し、資格停止の理由及び資格停止の期間を付した「資格停止通知書」を交付しなければならない。

(資格の喪失)

第 12 条 資格認定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その定めた日から資格を喪失する。

- (1) 資格認定者本人が申し出て資格を返上したとき。返上された日。
- (2) 資格の有効期間の満了日までに資格更新手続きを行わなかったとき。有効期間の満了日の翌日。
- (3) 前条による資格の停止を受けた者であって、理事会において資格を喪失させることが妥当として決議されたとき。理事会で定めた日。

(運用規程)

第 13 条 「GBV 専門支援員」及び「GBV 支援員」資格認定業務の運用に関し必要な事項については、別に定める。

(改廃)

第 14 条 この規程の改廃は、代表理事が資格認定委員会の意見を聴取した上で、理事会の承認を受けて行う。

附則

この規程は、2024 年 4 月 11 日から施行する。